

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
17	住宅地区改良法による改良住宅の管理に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

杵築市は、住宅地区改良法による改良住宅の管理に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

大分県杵築市長

公表日

令和5年3月6日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	住宅地区改良法による改良住宅の管理に関する事務
②事務の概要	<p>杵築市は、住宅地区改良法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に基づき、特定個人情報ファイルを以下の事務で利用する。</p> <p>①住宅地区改良法(昭和三十五年法律第八十四号)第二十九条第一項において準用する公営住宅法第十八条第一項の敷金の徴収に関する事務 ②住宅地区改良法第二十九条第一項において準用する公営住宅法第十八条第二項の敷金の減免の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ③住宅地区改良法第二十九条第一項において準用する公営住宅法第十九条の家賃若しくは敷金の徴収猶予の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ④住宅地区改良法第二十九条第一項において準用する公営住宅法第二十五条第一項の入居の申込みの受理、その申込みに係る事実についての審査又はその申込みに対する応答に関する事務 ⑤住宅地区改良法第二十九条第一項において準用する公営住宅法第三十二条第一項の明渡しの請求に関する事務 ⑥住宅地区改良法第二十九条第一項において準用する公営住宅法第三十四条の収入状況の報告の請求等又は同法第四十八条の条例で定める事項に関する事務 ⑦住宅地区改良法第二十九条第三項の規定によりその例によることとされる公営住宅法の一部を改正する法律(平成八年法律第五十五号)による改正前の公営住宅法(以下「旧公営住宅法」という。)第十二条第一項の家賃の決定に関する事務 ⑧住宅地区改良法第二十九条第三項の規定によりその例によることとされる旧公営住宅法第十二条第二項(旧公営住宅法第二十一条の二第三項において準用する場合を含む。)の家賃若しくは割増賃料の減免の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ⑨住宅地区改良法第二十九条第三項の規定によりその例によることとされる旧公営住宅法第二十一条の二第二項の割増賃料の徴収に関する事務 ⑩住宅地区改良法第二十九条第三項の規定によりその例によることとされる旧公営住宅法第二十一条の二第三項において準用する旧公営住宅法第十三条の二の割増賃料の徴収猶予の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ⑪住宅地区改良法第二十九条第三項の規定によりその例によることとされる旧公営住宅法第二十一条の四前段のあっせん等に関する事務</p>
③システムの名称	1. MICJET番号連携サーバ 2. 中間サーバー 3. 公営住宅管理システム (以下府内連携事務) 4. 総合滞納管理システム 5. 児童手当システム 6. 児童扶養手当システム 7. 特別児童扶養手当システム 8. 生活保護システム

2. 特定個人情報ファイル名

住宅管理情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	1. 番号法第9条第1項及び別表第一の35の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第5号)第26条 3. 杵築市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年杵築市条例第37号。以下「独自利用条例」という。)第4条第1項及び別表第2の18の項(府内連携事務)
--------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報照会の根拠) 1. 番号法第19条第8号及び別表第二の54の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第7号)第28条 (情報提供の根拠) なし

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	建設課
②所属長の役職名	建設課長

6. 他の評価実施機関

--

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先 総務課 〒873-0001 大分県杵築市大字杵築377番地1 TEL0978-62-1801

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先 建設課 〒873-0001 大分県杵築市大字杵築377番地1 TEL0978-62-1811

II しきい値判断項目

1. 対象人数

評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年10月1日 時点

2. 取扱者数

特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年10月1日 時点

3. 重大事故

過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
----------------------------------------	--------------------------------------

III しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<p><選択肢></p> <p>1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書</p> <p>2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。</p>
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[○]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[○]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[○]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検	[○] 内部監査
		[○] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年12月28日	③システムの名称	1. Acrocity住宅管理 2. MICJET番号連携サーバ 3. 中間サーバー	1. MICJET番号連携サーバ 2. 中間サーバー	事前	
平成29年7月20日	基礎項目評価書 保護の宣言	改良住宅法	住宅地区改良法	事後	
平成29年7月20日	I 関連情報 ⑤ ②所属長	建設課長	建設課長 羽田野 陽一	事後	
平成29年7月20日	II しきい値判断項目 1 時点計数	平成27年4月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	
平成29年7月20日	II しきい値判断項目 3 時点計数	平成27年4月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	
平成30年9月27日	I 関連情報 ① ③システム名称	1. MICJET番号連携サーバ 2. 中間サーバー	1. MICJET番号連携サーバ 2. 中間サーバー 3. 公営住宅管理システム (以下府内連携事務) 4. 総合滞納管理システム 5. 児童手当システム 6. 児童扶養手当システム 7. 特別児童扶養手当システム 8. 生活保護システム	事後	
平成30年9月27日	I 関連情報 ③ 法令上の根拠	1. 番号法第9条第1項及び別表第一の61の2の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第7号)第28条 3. 构築市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年構築市条例第37号。以下「独自利用条例」という。)第4条第1項及び別表第2の18の項(府内連携事務)	事後		
平成30年9月27日	I 関連情報 ⑤ ②所属長の役職名	建設課長 羽田野 陽一	建設課長	事後	
平成30年9月27日	II しきい値判断項目 1 時点計数	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	
平成30年9月27日	II しきい値判断項目 2 時点計数	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月26日	I 関連情報 3 法令上の根拠	1. 番号法第19条第7号及び別表第二の54の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第7号)第28条 3. 杵築市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年杵築市条例第37号。以下「独自利用条例」という。)第4条第1項及び別表第2の18の項(庁内連携事務)	1. 番号法第9条第1項及び別表第一の35の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第7号)第26条 3. 杵築市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年杵築市条例第37号。以下「独自利用条例」という。)第4条第1項及び別表第2の18の項(庁内連携事務)	事後	
令和1年6月26日	IIしきい値判断項目 1 時点計数	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年6月26日	IIしきい値判断項目 2 時点計数	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年6月26日	IVリスク対策	—	新様式による追加	事後	
令和1年12月6日	I 関連情報 1 ③事務の概要	⑦住宅地区改良法第二十九条第三項の規定によりその例によることとされる公営住宅法の一部を改正する法律(平成八年法律第五十五号)による改正前の公営住宅法(以下この条において「旧公営住宅法」という。)第十二条第一項の家賃の決定に関する事務	⑦住宅地区改良法第二十九条第三項の規定によりその例によることとされる公営住宅法の一部を改正する法律(平成八年法律第五十五号)による改正前の公営住宅法(以下「旧公営住宅法」という。)第十二条第一項の家賃の決定に関する事務	事後	
令和1年12月6日	IIしきい値判断項目 1 時点計数	平成31年4月1日 時点	令和1年10月1日 時点	事後	
令和1年12月6日	IIしきい値判断項目 2 時点計数	平成31年4月1日 時点	令和1年10月1日 時点	事後	
令和2年11月17日	I 関連情報 3 法令上の根拠	2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第7号)第26条	2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第5号)第26条	事後	
令和2年11月17日	IIしきい値判断項目 1 時点計数	令和1年10月1日 時点	令和2年10月1日 時点	事後	
令和2年11月17日	IIしきい値判断項目 2 時点計数	令和1年10月1日 時点	令和2年10月1日 時点	事後	
令和2年11月17日	IVリスク対策	[○] 外部監査	[] 外部監査	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年11月17日	IIしきい値判断項目 1 時点計数	令和1年10月1日 時点	令和2年10月1日 時点	事後	
令和2年11月17日	IIしきい値判断項目 2 時点計数	令和1年10月1日 時点	令和2年10月1日 時点	事後	
令和3年11月26日	I 関連情報 4情報提供ネットワークによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報照会の根拠) 1. 番号法第19条第7号及び別表第二の54の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第7号)第28条	(情報照会の根拠) 1. 番号法第19条第8号及び別表第二の54の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第7号)第28条	事後	
令和3年11月26日	IIしきい値判断項目 1 時点計数	令和2年10月1日 時点	令和3年10月1日 時点	事後	
令和3年11月26日	IIしきい値判断項目 2 時点計数	令和2年10月1日 時点	令和3年10月1日 時点	事後	
令和5年3月6日	IIしきい値判断項目 1 時点計数	令和3年10月1日 時点	令和4年10月1日 時点	事後	
令和5年3月6日	IIしきい値判断項目 2 時点計数	令和3年10月1日 時点	令和4年10月1日 時点	事後	
令和5年3月6日	IVリスク対策 8 監査	[] 外部監査	[○] 外部監査	事後	